

公売公告兼見積価額公告

令和8年(2026年)9月18日

次のとおり差押財産の公売をします。

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

鎌倉市長 松尾 崇



公売財産の種類	動産
公売保証金及び 見積価額	別紙のとおり
公売の方法	せり売り
参加申込期間	令和8年(2026年)9月18日(金)午後1時00分から令和8年(2026年)10月6日(火)午後11時00分まで
入札期間	令和8年(2026年)10月13日(火)午後1時00分から令和8年(2026年)10月15日(木)午後11時00分まで
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定日時	令和8年(2026年)10月16日(金) 午前10時00分
売却決定場所	鎌倉市役所総務部納税課債権管理担当
代金納付期限	令和8年(2026年)10月23日(金) 午後2時30分まで
買受人についての資格 その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者は、公売への参加及び財産を買い受けることができません。
その他	1 公売財産の入札をしようとする方は、公売参加申込期間に所定の参加申込手続きが必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。 3 一度行った入札は、取り消しや変更はできません。 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定します。 5 公売財産の引渡しは買受代金納付時の現況有姿で行います。 6 公売による権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 7 買受人が買受代金を納付する時までに滞納金完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは売却決定を取り消します。 8 公売財産の権利移転は、買受代金を納付したときです。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから財産のき損、焼失等による損害はすべて買受人の負担となります。 9 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金がある場合は没収となります。 10 鎌倉市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任を負いません。 11 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システム等の不具合等により公売手続きを中止することがあります。 12 インターネット公売に参加するには、鎌倉市が定める鎌倉市インターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守していただく必要があります。 13 以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。また、代理人を通じて参加することもできません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。 (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。 (4) (2)又は(3)に該当する者がその事業活動に支配的な影響力を有する者。 (5) 暴力団員等と密接な関係を有する者。 14 見積価額には、消費税相当額を含みます。
配当を受ける者の権利 の申出について	公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を鎌倉市長に申し出てください。

(連絡先) 鎌倉市総務部納税課債権管理担当 電話0467(61)2307 直通

公売公告別紙

(公売財産、公売保証金及び見積価額)

売却区分	公 売 財 産 名称、性質及び所在その他	数量	公売保証金(円)	見積価額(円)
08-28	brother インクジェットプリンター複合機 MFC-J5720CDW	1	1,950	19,500
08-29	FORTIS 6381011M 腕時計	1	25,350	253,500
08-30	Pioneer フォトフレーム 7型ワイド	1	0	1,300
08-31	山田平安堂 漆器	1	320	3,200
08-32	iPad 7th generation 32GB gold、 smart keyboard	1	1,120	11,200

(連絡先) 鎌倉市総務部納税課債権管理担当 電話0467(61)2307 直通

